

発議案第24号

八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第
1項の規定により提出します。

平成26年6月26日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆	印
賛成者	八千代市議会議員	成 田 忠 志	印
	同	林 隆 文	印
	同	海老原 高 義	印
	同	菅 野 文 男	印
	同	菊 田 多佳子	印

提案理由

八千代市総合グラウンドについて、指定管理者による管理をすることができない場合に、市長が直接これを行うことができるよう、条例を改正する。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成25年八千代市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（市長による管理）

第21条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第5条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に総合グラウンドの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第10条ただし書及び第11条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の許可が含まれるときに限る。）における第12条から第14条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について市長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

附 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。